

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第12期第1四半期)

自 2022年4月1日

至 2022年6月30日

株式会社BTM

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期財務諸表	10
(1) 四半期貸借対照表	10
(2) 四半期損益計算書	11
第1 四半期累計期間	11
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年11月25日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
【会社名】	株式会社B T M
【英訳名】	B T M, I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 田口 雅教
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5784-0456
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 懸川 高幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-5784-0456
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 懸川 高幸

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期累計期間	第11期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	841,048	3,041,657
経常利益 (千円)	39,032	67,340
四半期(当期)純利益 (千円)	23,512	65,570
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	42,672	42,672
発行済株式総数 (株)		
普通株式	2,064	2,064
A種優先株式	300	300
純資産額 (千円)	161,059	137,546
総資産額 (千円)	864,982	865,234
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	19.89	56.59
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	18.6	15.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 当社は第11期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第11期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 2022年8月19日開催の取締役会決議により、2022年9月6日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が期待されているものの、新型コロナウイルス感染者数は増加傾向が見られ、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社のDX推進事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くの企業でDXの必要性が高まっており、株式会社電通デジタルの調査では日本企業の81%がすでにDXに着手しているというデータがあります（出所：「日本における企業のデジタルトランスフォーメーション調査（2021年度）」）。また、収束後の「アフターコロナ時代」へ向けDXに取り組む企業はさらに増加することが見込まれ、時代の変化に対応したビジネスモデルの変革などでITニーズはさらに高まるものと判断しております。

このような環境の下で、当社ではミッションである「日本の全世代を活性化する」を推進すべく、前事業年度より継続して全国のITエンジニア等の人材を積極的に採用するとともに外部協力企業やフリーランスエンジニアの開拓を行い、営業体制、開発体制及びネットワークの強化をいたしました。その結果として、既存案件への継続的なサービス提供の他、多数の新規案件の獲得を受注いたしました。

この結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高841,048千円、営業利益40,037千円、経常利益39,032千円、四半期純利益23,512千円となりました。

なお、当社はDX推進事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (2) 財政状態の状況

##### (資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は864,982千円となり、前事業年度末に比べ252千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金の増加17,786千円があった一方で、受取手形、売掛金及び契約資産の減少5,643千円、流動資産のその他の減少7,880千円及び投資その他の資産のその他の減少4,409千円によるものであります。

##### (負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は703,922千円となり、前事業年度末に比べ23,764千円減少いたしました。これは主に、長期借入金（1年内返済予定含む）の減少27,459千円によるものであります。

##### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は161,059千円となり、前事業年度末に比べ23,512千円増加いたしました。これは四半期純利益を計上したことによる利益剰余金の増加23,512千円によるものであります。

#### (3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

#### (4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

#### (6) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,620
A種優先株式	380
計	3,000

(注) 1. 2022年8月19日開催の臨時株主総会決議により、同日付でA種優先株式に係る定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を380株増加し、3,000株としております。

2. 2022年8月19日開催の臨時株主総会決議により、2022年9月6日付で発行可能株式総数を変更する旨及び株式分割に伴う定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は4,697,000株増加し、4,700,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年9月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,064	1,182,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。 (注) 1, 2, 3
A種優先株式	300	—	非上場	(注) 1, 4
計	2,364	1,182,000	—	—

(注) 1. 2022年8月19日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種優先株式に係る定款の定めを廃止し、A種優先株式300株は当社の普通株式300株に転換しております。これにより、発行済株式総数(普通株式)は300株増加し、2,364株となっております。

2. 2022年8月19日開催の取締役会決議により、2022年9月6日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,179,636株増加し、1,182,000株となっております。

3. 2022年8月19日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2022年9月6日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

#### 4. A種優先株式の内容

##### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産(その種類を問わない。以下同じ。)の分配をするときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、662,400円(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。以下「A種優先残余財産分配額」という。)を分配する。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が分配された後に、なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、その時点におけるA種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を受ける。

(2) 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

A種優先株主は、当社に対して、2018年3月30日以降いつでも、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種優先株主に対して、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を交付する。

① A種取得比率

- (a) A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は、次のとおりとする。取得請求権の行使によりA種優先株主に交付される普通株式の合計数に1株未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整を行う。

$$\text{A種優先株式} = \frac{\text{基準価額}}{\text{取得価額}}$$

- (b) A種優先株式発行後、株式の分割若しくは無償割当て、又は株式の併合が行われることにより、下記③に基づき取得価額が調整される場合、基準価額も適切に調整されるものとする。

② 当初の価額

当初の基準価額及び取得価額は、いずれも662,400円とする。

③ 取得価額の調整

- (a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。なお、いずれの場合も調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(i) 株式の分割又は無償割当て

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 株式の併合

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式併合に係る効力発生日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) ダウンラウンド

(A) 普通株式の発行時

調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当てを含む。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。但し、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として、当社の普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降これを適用する。

(B) 潜在株式等の発行時

調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）も、取得価額調整式による調整を行う。なお、インセンティブの付与を目的として発行又は付与されるストックオプションとしての新株予約権の発行の場合にはかかる調整は行わない。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が合理的に定める金額を意味する。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、かかる日の翌日以降これを適用する。

なお、下記調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における①当社の発行済普通株式数と②発行済みの潜在株式等の全てにつき取得原因が発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当社の保有する自己株式の数を控除した数を意味するものとする。なお、当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、下記の調整式で使用する「新規発行株式数」の「新規発行」は「処分する」と読み替える。当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、下記の調整式で使用する「新規発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、本(iii)(B)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & & & \\ \text{取得価額} & = & \text{既発行} & \times & \text{調整前} & + & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & \text{株式数} & & \text{取得価額} & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & + & & & \\ & & & & \text{既発行株式数} & & \text{新規発行株式数} & & \end{array}$$

(C) ダウンラウンドに基づく調整を行わない場合

本「(iii)ダウンラウンド」に基づく調整は、当該時点における発行済みA種優先株式の総数の過半数以上を有するA種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整をしないことに同意した場合には、行われない。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)乃至(iv)に掲げる事由に該当する場合には、当社は、A種優先株主及びA種優先登録質権者に対して、予め書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、当社取締役の過半数の決定（当社が取締役会設置会社の場合には取締役会決議とする。）に基づき、合理的な範囲内で、適切に取得価額の調整を行う。
- (i) 時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償での取得、又は、合併、会社分割、株式交換若しくは株式交換のために取得価額の調整を要する場合。
- (ii) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (iii) 潜在株式等に係る潜在株式等取得価額が修正される場合。
- (iv) 上記(i)乃至(iii)のほか、当社の普通株式数変動し又は変動の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると合理的に当社取締役会（当社が取締役会非設置会社である場合は取締役の過半数とする。）が判断する場合。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数点以下第2位までを算出し、小数点以下第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(3) 普通株式を対価とする取得条項（強制転換）

- ① 当社は、当社が取得条項を行使することを取締役会で決議した場合であって、かつ、(i)当社の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在し国際的に認知されているものの上場し、又は、同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであって外国に備えられ国際的に認知されているものに登録する旨の申請を行うことにつき、当社における機関決定が行われ、かつ、当該株式公開に関する主幹事金融商品取引業者から要請を受けた場合、又は、(ii)全てのA種優先株主が保有するA種優先株式の議決権の総数のうち、その過半数を保有するA種優先株主が取得につき承諾した場合は、当社取締役会の決議（当社が取締役会非設置会社である場合には取締役の決定とする。）により別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式をすべて取得する。
- ② 前項の場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、A種優先株式1株に当該時点におけるA種取得比率を乗じた数の普通株式を各A種優先株主に対して交付する。なお、各A種優先株主において交付される普通株式の合計数に1株に満たない端数が生じたときは、それぞれ、これを切り捨てる。

(4) 種類株主総会

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年4月1日～ 2022年6月30日	—	普通株式 2,064 A種優先株式 300	—	42,672	—	32,672

- (注) 1. 2022年8月19日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種優先株式に係る定款の定めを廃止し、A種優先株式300株は当社の普通株式300株に転換しております。
2. 2022年8月19日開催の取締役会決議により、2022年9月6日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,179,636株増加し、1,182,000株となっております。
3. 2022年8月19日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2022年9月6日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,064 A種優先株式 300	普通株式 2,064 A種優先株式 300	「1 (1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,364	—	—
総株主の議決権	—	2,364	—

- (注) 1. 2022年8月19日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種優先株式に係る定款の定めを廃止し、A種優先株式300株は当社の普通株式300株に転換しております。これにより、発行済株式総数(普通株式)は300株増加し、2,364株となっております。
2. 2022年8月19日開催の取締役会決議により、2022年9月6日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,179,636株増加し、1,182,000株となっております。
3. 2022年8月19日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2022年9月6日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

# 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	369,016	386,803
受取手形、売掛金及び契約資産	450,103	444,459
その他	16,765	8,885
貸倒引当金	△12,728	△12,728
流動資産合計	823,157	827,420
固定資産		
有形固定資産	859	753
投資その他の資産		
その他	43,361	38,952
貸倒引当金	△2,144	△2,144
投資その他の資産合計	41,217	36,807
固定資産合計	42,076	37,561
資産合計	865,234	864,982
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	198,339	205,556
1年内返済予定の長期借入金	105,665	101,498
未払法人税等	6,273	14,272
品質保証引当金	3,784	1,400
その他	129,673	120,537
流動負債合計	443,736	443,263
固定負債		
長期借入金	283,951	260,659
固定負債合計	283,951	260,659
負債合計	727,687	703,922
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	42,672	42,672
資本剰余金	32,672	32,672
利益剰余金	62,202	85,715
株主資本合計	137,546	161,059
純資産合計	137,546	161,059
負債純資産合計	865,234	864,982

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
売上高	841,048
売上原価	692,767
売上総利益	148,280
販売費及び一般管理費	108,242
営業利益	40,037
営業外費用	
支払利息	750
支払手数料	254
営業外費用合計	1,004
経常利益	39,032
税引前四半期純利益	39,032
法人税、住民税及び事業税	11,441
法人税等調整額	4,078
法人税等合計	15,520
四半期純利益	23,512

## 【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年6月30日)
当座貸越極度額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	50,000	50,000

## 2. 偶発債務

当第1四半期会計期間(2022年6月30日)

当社は、請負代金支払請求訴訟と損害賠償請求別訴が現在係争中であり、訴訟内容は当社が行ったシステム開発等に対する請負代金の支払いが相手方から得られなかったことを理由に、当社が原告として請負代金7,776千円及び商事法定利率に基づく遅延損害金に係る請負代金支払請求訴訟を提起いたしました。その後、相手方から当該システム開発等を適切に行わなかったという債務不履行に基づき相手方に発生した損害及び慰謝料として30,327千円及び商事法定利率に基づく遅延損害金の損害賠償請求別訴を受けております。現時点では、引当金の要件を満たしていないため、引当金を計上しておりません。なお、今後の訴訟終結の動向により、将来の損害賠償等次第では財務諸表に影響を及ぼす恐れがあります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
減価償却費	253千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

当社は、DX推進事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	DX推進事業
一時点で移転される財	21,265
一定の期間にわたり移転される財	819,782
顧客との契約から生じる収益	841,048
その他の収益	—
外部顧客への売上高	841,048

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり四半期純利益	19円89銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	23,512
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	23,512
普通株式の期中平均株式数(株)	1,182,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2022年9月6日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割をしております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 種類株式の普通株式への転換

当社は、2022年8月19日開催の臨時株主総会の決議により、同日付でA種優先株式に係る定款の定めを廃止し、A種優先株式を普通株式に転換しております。

優先株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

A種優先株式 300株

(2) 転換により増加した普通株式 300株

(3) 増加後の発行済普通株式数 2,364株

2. 定款の一部変更

当社は、2022年8月19日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更により発行可能株式総数を変更しております。

(1) 変更の理由

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大及び株主数のさらなる増加を図ることを目的としております。

(2) 変更の内容

変更前の発行可能株式総数 3,000株

今回の変更により増加する発行可能株式総数 6,400株

変更後の発行可能株式総数 9,400株

なお、効力発生日は2022年9月6日であります。

3. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2022年8月19日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を行っております。また、株式分割に伴い、2022年8月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年9月6日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2022年9月5日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき500株で分割いたしました。

②分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数 2,364株

分割により増加した株式数 1,179,636株

分割後の発行済株式総数 1,182,000株

分割後の発行可能株式総数 4,700,000株

③株式分割の効力発生日

2022年9月6日

④1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

4. ストックオプションとしての新株予約権の発行

当社は、2022年8月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社取締役及び従業員に対して2022年9月6日付でストックオプションとしての新株予約権の割当てを行いました。

なお、その概要は、以下のとおりです。

第2回新株予約権

決議年月日	2022年8月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数（個）	250個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 25,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式公開時の公募価格（注）2
新株予約権の行使期間	2023年6月19日から無期限
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 株式公開時の公募価格 資本組入額 発行価格の2分の1（1円未満の端数は切り上げ）
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合、株式の無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- （1）新株予約権の行使は、権利行使時においても、当社または当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、使用人、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、当社、子会社又は関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - （2）新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - （3）新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - （4）権利者が取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に

対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使することができるものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由  
当社は、次の事由が生じた場合は、新株予約権を取得することができる。当社は、次の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は、次の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。
  - ① 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合
  - ② 次の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
    - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ii 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
    - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - ③ 権利者が次のいずれかに該当する場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
    - i 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
    - ii 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、反社会的勢力その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月18日

株式会社 B T M  
取締役会 御中

## PwC 京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
山本 剛  
3926C04371F34FA...

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
田村 仁  
4A739698E7704D7...

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社BTMの2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社BTMの2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上